

平成 30 年

三重県議会定例会会議録

(9 月 14 日)
(第 18 号)

第
18
号
9
月
14
日

平成30年

三重県議会定例会会議録

第 18 号

○平成30年9月14日（金曜日）

□会議に先立ち、前田剛志議長は、次の見舞いの言葉を述べた。

○議長（前田剛志） どうもおはようございます。

会議に先立ち、申し上げます。

先日の台風第21号の強風や大雨により、本県をはじめ全国各地で大きな被害をもたらされました。

また、9月6日に発生した平成30年北海道胆振東部地震により、多くの尊い命が失われ、甚大な被害が発生いたしました。

被災された皆様に心よりお見舞い申し上げ、犠牲になられました方々に哀悼の意を表しますとともに、被災地の一刻も早い復旧をお祈り申し上げます。

紹 介

○議長（前田剛志） 次に、去る7月18日に任命されました川端郁子公安委員会委員並びに7月30日に選任されました竹川博子人事委員会委員を御紹介いたします。

〔川端委員、竹川委員の順で入場〕

○議長（前田剛志） それでは、川端郁子公安委員会委員、御挨拶願います。

○公安委員会委員（川端郁子） 公安委員会委員に任命されました川端郁子と申します。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（前田剛志） 次に、竹川博子人事委員会委員、御挨拶願います。

○人事委員会委員（竹川博子） 人事委員会委員に選任いただきました竹川博子でございます。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（前田剛志） 以上で紹介を終わります。

〔川端委員、竹川委員退場〕

議事日程（第18号）

平成30年9月14日（金）午前10時開議

- 第1 議提議案第7号
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第2 議案第134号から議案第148号まで並びに認定第1号から認定第4号まで
〔提案説明〕
- 第3 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第4 議員派遣の件

会議に付した事件

- 日程第1 議提議案第7号
- 日程第2 議案第134号から議案第148号まで並びに認定第1号から認定第4号まで
- 日程第3 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 日程第4 議員派遣の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	48名		
1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香
5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘

7	番	稻	森	稔	尚
8	番	野	村	保	夫
9	番	下	野	幸	助
10	番	田	中	智	也
11	番	藤	根	正	典
12	番	小	島	智	子
13	番	濱	井	初	男
14	番	木	津	直	樹
15	番	田	中	祐	治
16	番	野	口		正
17	番	石	田	成	生
18	番	彦	坂	公	之
19	番	大久保		孝	栄
20	番	東			豊
21	番	山	内	道	明
22	番	吉	川		新
23	番	津	村		衛
24	番	杉	本	熊	野
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
27	番	小	林	正	人
28	番	服	部	富	男
29	番	津	田	健	児
30	番	中	嶋	年	規
31	番	村	林		聡
32	番	長	田	隆	尚
33	番	奥	野	英	介
34	番	今	井	智	広

35	番	日 沖	正 信
36	番	前 田	剛 志
37	番	舟 橋	裕 幸
38	番	三 谷	哲 央
39	番	中 村	進 一
40	番	青 木	謙 順
41	番	中 森	博 文
43	番	前 野	和 美
44	番	水 谷	隆
45	番	山 本	勝
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	館	直 人
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	岩 崎 浩 也
書 記 (議事課長)	佐 藤 史 紀
書 記 (企画法務課長)	稲 垣 雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村 晃 康
書 記 (議事課主幹)	川 北 裕 美
書 記 (議事課主幹)	松 本 昇

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎

副 知 事
危機管理統括監
総 務 部 長
選挙管理委員会委員

稲 垣 清 文
服 部 浩
嶋 田 宜 浩
中 西 正 洋

午前10時2分開議

開 議

○議長（前田剛志） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（前田剛志） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

文書による質問が提出され、知事に送付するとともに、回答書を受理しましたので、さきに配付いたしました。

次に、付託議案の審査報告書が、総務地域連携常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第134号から議案第148号まで、報告第58号から報告第88号まで並びに認定第1号から認定第4号までは、さきに配付いたしました。

なお、認定議案につきましては、地方公営企業法第30条に定める書類及び監査委員の審査意見並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に定める監査委員の審査意見がつけられております。

次に、県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書につきましては、さきに配付いたしました。

次に、地方独立行政法人法第28条及び第29条の規定により、公立大学法人三重県立看護大学の平成29年度業務実績に関する評価結果及び地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成29年度業務実績に関する評価結果が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の規定により、

県の主要出資法人等に係る経営状況等の審査及び評価の結果に関する報告書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定により、交付決定実績調査及び年次報告が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、みえ歯と口腔の健康づくり条例の規定に基づく年次報告書、子どもを虐待から守る条例の規定に基づく年次報告書、三重県男女共同参画推進条例の規定に基づく年次報告書、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例の規定に基づく年次報告、三重県地域づくり推進条例の規定に基づく実施状況報告書、三重の森林づくり条例の規定に基づく実施状況報告書、三重県食の安全・安心の確保に関する条例の規定に基づく年次報告書及びみえの観光振興に関する条例の規定に基づく年次報告書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、9月13日までに受理いたしました陳情4件に関する一覧表は、お手元に配付いたしました。

次に、例月出納検査報告2件並びにこれまでに採択いたしました請願のうち、その処理経過及び結果の報告を求めたものについて、請願・陳情処理経過一覧表が提出されましたので、それぞれお手元に配付いたしました。

次に、説明のための出席要求につきましては、お手元に配付の名簿のとおり出席を求めました。

以上で報告を終わります。

総務地域連携常任委員会審査報告書

議案番号	件名
議提7	三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決

定した。

よって、ここに報告する。

平成30年 8月17日

三重県議会議長 前田 剛志 様

総務地域連携常任委員長 服部 富男

提 出 議 案 件 名

- 議案第134号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第135号 職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第136号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第137号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第138号 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第139号 三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第140号 三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例案
- 議案第141号 三重県建築基準条例の一部を改正する条例案
- 議案第142号 工事請負契約の変更について（一般国道169号（土場バイパス）道路改良（新土場トンネル（仮称））工事）
- 議案第143号 工事請負契約の変更について（宮川流域下水道（宮川処理区）明和幹線（第5工区）管渠工事）
- 議案第144号 財産の取得について
- 議案第145号 財産の取得について
- 議案第146号 財産の取得について
- 議案第147号 平成29年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ

いて

- 議案第148号 平成29年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 認定第1号 平成29年度三重県水道事業決算
- 認定第2号 平成29年度三重県工業用水道事業決算
- 認定第3号 平成29年度三重県電気事業決算
- 認定第4号 平成29年度三重県病院事業決算

委 員 長 報 告

○議長（前田剛志） 日程第1、議提議案第7号を議題といたします。

本件に関し、総務地域連携常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。服部富男総務地域連携常任委員長。

〔服部富男総務地域連携常任委員長登壇〕

○総務地域連携常任委員長（服部富男） 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました議提議案第7号三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、去る8月17日に委員会を開催し、関係当局並びに提出者の出席を求め審査いたしました結果、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田剛志） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（前田剛志） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。23番 津村 衛議員。

〔23番 津村 衛議員登壇・拍手〕

○23番（津村 衛） おはようございます。新政みえ所属、尾鷲市・北牟婁郡

選出の津村衛です。

今回上程されました議提議案第7号三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案について、反対の立場で討論を行います。

本条例案に対しては、これまでも議会運営委員会、議案質疑、総務地域連携常任委員会において、一事不再議に当たると何度も指摘があったように、私自身も、この条例案については一事不再議に当たると認識しており、提案された条例案の中身ではなく、提案自体が不適切であると指摘をせざるを得ません。

これまでも何度も議論されてきましたが、三重県議会会議規則第16条には「議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。ただし、事情の変更があったときは、この限りではない」とあります。この原則は同一会期中に同一事件について何度も議決をすることは、議事の非効率を招くとともに、審議の都度、異なる意思が存在する結果を生ずることにもなり、議会整理と議会意思の権威上、好ましくないために規定されているものです。

また、一事不再議の規定の例外として、「事情の変更があったときは、この限りではない」とされておりますが、議決後に客観的な事情の変更があれば、一事不再議の原則は適用しないことにはなっていますが、現在そのような客観的な事情の変更は見受けられません。

さらには選挙まで約半年という時期に選挙区や定数などを変更する条例案を上程することは、県民の皆様への周知の期間を考へても余りにも短期的であり、この条例案には賛成することができません。

私は、平成26年5月の本会議において、平成31年4月の選挙から議員定数を45人にする条例に賛成をしました。にもかかわらず、本年3月の本会議において議員定数を51人に戻す議提条例案に賛成いたしました。

賛同いただいている県民の方々の意見も多数寄せられてはいますが、一票の格差が拡大することや、一度決めた定数減を一度も選挙しないままもとに

戻すということ、県民の皆様への約束をほごにしている、あるいは議決責任を軽んじているという多くの厳しい御意見や御批判があることは、十分に理解をしています。

また、私自身が定数減に該当する選挙区の一人であるため、自らの保身のためであろうと言う厳しい批判の声も当然いただいていますし、そのように捉えられる方がみえることも理解いたします。

また、定数を51人に戻したことにより、次期選挙後から議会経費が削減される予定であったことが、先延ばしになったのは事実であります。現在、議員各位の御理解により、議会経費削減に関する検討プロジェクト会議が立ち上がり、議会経費の削減に関しての検討が本格的に始まろうとしています。

議決責任は、当然議員にとって最も重要で重いものであると認識をしています。

しかし、議決責任とは議決したことに対する責任とともに、その後の結果に対しての責任も負わなければいけないと考えています。

南部地域を中心に6人削減し1人区が増える定数45人にした場合、過疎化、高齢化、人口減少、医療や福祉や教育、一次産業の振興などの課題に対して南部地域の県民の皆さんの声を県政に届けることができるのか、また県政と県民の方々のつながりや協働共生の橋渡しができるのか、想定されている大きな災害に対して防災や減災、あるいは復旧復興に向けた十分な取組ができるのかを考えたとき、今、定数を45人に削減することは、県民の方々にとって不利益のほうが大きくなる可能性が高いのではないかと私は考えます。

また、一票の格差は正を中心に議論を進めれば、人口減少が進む地域では議員がさらに減り、県民の方々の声が県政に届きにくくなる可能性も否定はできません。

平成26年5月に45人定数を決めるときの議論や採決のときに、私自身がそこまで深く先のことを考えて決断できなかったことに対して言いわけの余地はなく、県民の皆さんに大変申しわけなく感じっていますが、批判は覚悟の上で、もう一度改めて議員定数の議論をするべきだと考えています。

51人の定数が最良であり、この定数51人を未来永劫続けることではなく、現在、代表者会議で議論となっている第三者機関を早期に設置し、一票の格差の議論も踏まえつつ、地域間の均衡を考慮し、できるだけ多くの県民の多様な意見を反映できる議員定数のあり方を改選後に、この三重県から全国に先駆けてつくり上げていくべきだと考え、次期選挙から議員定数45に減らすという今回の議提議案第7号に賛成することはできません。

議員各位におかれましては一人でも多くの方に御賛同いただくことをお願い申し上げます。 (拍手)

○議長 (前田剛志) 17番 石田成生議員。

[17番 石田成生議員登壇・拍手]

○17番 (石田成生) 議提議案第7号三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案を可決とした常任委員会の審査結果に、賛成の立場で討論を行います。

約4年前、平成26年5月16日、三重県議会は議員定数を51から45に6議席減じました。45議席案に対し賛成が41、反対が7で可決をされました。これは一票の格差是正から始まった三重県議会の選挙区と定数議論に決着をつけたものであり、県民から評価されるものでありましたが、本年3月22日、人口が減少し、産業が衰退していく南部地域の抱える課題を解決に向かわせるには、さらなる調査研究と検討が必要であるという理由で、提案された議員定数を51に戻す議案が1票差で可決され、現行条例は定数51であります。

そしてもう一度、定数を45にする議案が7月24日に上程されました。議員定数を45にしようとする理由は、最も重要かつ基本的な基準である人口比例によりますが、ただ単に来期の任期4年間を6議席多くするのか、少なくするのかだけではなく、三重県議会がどこに向かうのかを決める大きな分かれ道であると思うのです。改革先進議会を自負する三重県議会が向かうべき方向は定数45の先にあります。それぞれの議員が自らの選挙区に限らず、全県的に課題把握、政策提言をしなければならないという理想に一歩でも向かうべきであり、それが改革先進議会である三重県議会であると確信をします。

ともすれば、今日まで私たちは自らの選挙区から出ることは少なかったかもしれませんが、次回の改選後は議会の新体制のもとに、オール県議会で県全体の課題に取り組む、そのルール化を進めなければならない、このたびの定数45により、その入口に立つことができる真の改革先進議会三重県議会を全国に示す大きなチャンスであると思います。

一歩でも、1ミリでも理想に近づくことが私たちに託されています。離島住民の生活を支えるための定期航路や離島架橋、漂着ごみ問題、伊勢志摩国立公園の活用について、林業の人材育成を、大仏山地域の活用を、津波避難経路の検証を県議会全員で取り組まなければならないのです。そして、四日市港の活性化、産業廃棄物、不法投棄の行政代執行や、木曾岬干拓地の課題も一緒に考えてほしいのです。

先般、常任委員会の県外調査で訪れた福岡県議会は、特別委員会が平成27年6月から六つ設置されており、前回の改選直後から4年間続けられています。そして、常任委員会をまたぐような内容での設置には限っていません。

例えば、来年の改選後、南部地域の1点の課題に特化した特別委員会を立ち上げ、4年間継続させるなど45人で三重県全体の課題に取り組む体制を確立することが改革先進議会三重県議会であります。

この議論を第三者機関に委ねるといふご意見もございますが、自分たちのことであるからこそ、自分たちで決めなければならない、私はそのように思います。

一事不再議の話もございますが、今日こうして討論、採決を迎えているということは既に議会運営委員会でその議論が済んでおるといふ意味でございます、その議論がまだ済んでいなかったら、本日討論、採決に至っていないということになりますので、一事不再議には当たる議論は過去のものであると思っております。

以上のような理由から議提議案第7号三重県議会の定数を45にすることに賛成いたします。どうか議員各位の勇気ある決断をお願いいたしまして、賛成討論といたします。（拍手）

○議長（前田剛志） 4番 山本里香議員。

〔4番 山本里香議員登壇・拍手〕

○4番（山本里香） 日本共産党より議提議案第7号について反対の立場から討論をいたします。

議提議案第7号の内容は、三重県議会議員の議員定数を45にするというものです。さきの3月に定数51が決まり、現行条例は51となっているものです。

しかし、私どもが2015年、議会に議席を持ってからも特別委員会をつくり議論がなされ、県民の皆さんにも様々御意見をいただきました。次期県議会議員選挙まで1年を切るということで、3月の議員提案採決の末で51に戻り現行となっていますが、今またこの時期に改正案が出されたことに違和感を禁じ得ません。

これまでの流れの中で、改正1年前には決定しておこうということが基本にあったと私は認識をしています。まず前提に、定数問題の経過をたどれば、2003年に都市部を4減にして、55から51と定数削減をしました。このときは、定数減と引きかえに格差が増大したのです。当時の一票の格差解消よりも、議員定数削減をやりよいところでしたことが今回の混迷の発端です。格差が拡大したため、人口の少ない南部地域で調整を次にはするということが、その間、議論のたびに調整がつきませんでした。人口が少ない地域での議員数が限界に来ているからという判断にこれまではなっていたからです。そして、2014年を迎え人口減少の大きい南部地域で6減し、51から45、再検討をすることができるという条件のもと、実施は先送りの2019年の選挙からと決まりました。その後、新しい議会の中で、先ほど申したように、議論が再開したわけです。特別委員会は答えを出せず、2018年3月に議員提案で51に戻りました。12年間の不動に加え、たびたびの改正時にこれら条件をつけなくてはならなかったことが端的に問題の深さを物語っています。

私どもは、この論議に直接参加してから、一貫してこの経緯にこそ問題があり立ち戻るべき、一票の格差解消をと言いながら、議員定数が先にある論議はおかしいとの立場をとってきました。私どもが議席がなかったころのこ

ととはいえ、もう45に決まってしまうのだから、そのことから出発しなければならないのではないかと、一度も実施せずにもとへ戻すのはおかしいのではないかとということの間で悩むこともありました。

しかし、一度決まったことに否を唱えることができなければ議会活動は停滞してしまいます。

定数削減ありきで進んできたこの論議の行き着く先は、議員は要らないという民主主義の崩壊だと考え、今、基本的なことから次の論議へ進まなくてはならないと、51が最良ではないけれども、そこからの論議を始めるべきとします。

さて、今さら言うまでもありませんが、議会は自治体の最終意思決定の場であり、執行機関をチェックする機能を持つ、いわば地方自治の根幹をなすものです。議会では多様な意見が出される中で、実態を明らかにして政治や行政に生かしていくことこそ重要です。減らすことが目的の論議は住民の意思をないがしろにすることです。この間、平成の大合併と三重県でも69市町村から今や29市町と半分以下の数となり、地方議員の数も2003年、1122人から2014年、536人へと半分以下の48%になっています。

私たち日本共産党県議団は、住民の代表である議員の数が半減していることは、これまでの住民の切実な声や暮らしの要求などが見逃され、政治や行政に届けられることまで半減しているのではないかと、大変心配をしています。様々努力はあると思いますが、心配は尽きません。定数削減ばかりに走る議会改革論は、知事に対する議会の権能を弱める危うさをはらんでいます。

また、一人区、二人区はできるだけ回避すべきと考えます。今回、一人区を多くするということが問題となっています。2が1に減るということは、今までバランスをとってきたもう一方の声がかき消されることとなります。2017年、衆議院議員選挙での小選挙区一人区において、自民党が有権者の17%の投票しかなく、げたを履かせて圧勝した今の状況がこのことを証明しています。

議員定数は削減したほうがよいとの御意見が多々あります。その趣旨は財

政難の折、歳費などの税金の無駄をなくせということにあると思います。税金の無駄をなくせということでは、私たち日本共産党県議団も全く同じ思いで、これまでも議会の中で無駄は許せんと、予算、決算では県政の無駄遣いを指摘してきました。反対もしてきました。

無駄を削るには、まず第一に大きな無駄から手をつける必要があります。議会経費は2017年度決算で約15.5億円、県の予算の全体9164億円のうちの0.17%です。日本共産党以外の議員は伊勢志摩サミット開催のための90億円余りの負担に賛成をしました。そのために、消えた横断歩道が目立ったのは事実です。

さらに、日本共産党県議団はやめるように申し入れています。この3年間で議員32名が政務活動費での海外視察で2984万円使っています。歴代知事の言いなりになって破綻し、市町に負担を負わせるRDF発電、建設費県負担97億円、事故賠償金40億円。破綻し、既に跡形もないガス化溶融炉、建設費県負担115億円、赤字補填20億円。高い水道料金を押しつけている長良川河口堰、建設費県負担684億円。これだけでも合計956億円。ほかにも木曽岬干拓、サンアリーナ、ハイテクプラネット21等々、積み重なって財政難の一因になっています。

1兆4120億円の借金を抱え、返済を毎日3.3億円しています。これらの大きな無駄を進め、そのままにしておいて身を削ると言い、議員自身を無駄の対象とし、海外視察をやめない議員から出される経費削減に道理はありません。

以上、議員の皆さんにお呼びかけをし、議提議案第7号の反対討論といたします。（拍手）

○議長（前田剛志） 21番 山内道明議員。

〔21番 山内道明議員登壇・拍手〕

○21番（山内道明） 公明党・四日市市選出の山内道明です。議提議案第7号について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私のほうからは、議論が深まっていない、説明されていない、納得できな

いと県民の皆さんが感じている以下5点について討論させていただきます。

まず1点目、3月22日以降、今日まで我々議員は議員定数を45から51へ増やしたこと、また増やすことに至った経緯に対する説明責任を果たしてくる中で、県民の皆様から、どのような意見を受け、どのように答えてきているのでしょうか。そしてその結果、県民の皆さんの納得は得られているのでしょうか。

前回定数51への討論の中で、ある議員は冒頭自分の選挙区の住民からは全く意見をいただけていない。残念なことではありますが、このように発言されました。

しかしながら、いざ定数が51になってみると、どうでしょう。周囲の反応は一変しました。北勢地域からも多くの声が上がってまいりました。私も市内の方から山内、おまえはどっちなんだと、45か、それはよかった。もし51だったら、このようなやりとりはここにいる議員全員が何度も経験をしてきているはずです。そのとき、51へ賛成した議員の皆さんはどのように答えているのでしょうか。その答えは真に県民に寄り添ったものになっているのでしょうか。

今回、私が討論するに当たって、様々な方面から声が寄せられました。中でも、51に賛成したある議員は議員定数に対する質問を受け、手続は合法である、決して違法ではないとの趣旨の内容の説明をしたそうです。県民はそういうことを聞いているのでしょうか。ずれていませんか。

またある議員は、地元で議員定数の話題になることを避けている、逃げ腰であるとの専らの評判、あるとき地元行事において周囲から定数に関する意見を問われると、自分は51には賛成していないと言ったそうです。お察しのとおり、残念ながら前回退席をした議員の一人のようです。まだ最近の話です。

さらに、ある議員は自分はどちらかというとは本当は。しかし、組合の意向には逆らえないと、耳を疑うような説明をしたとお聞きしました。

県民よりも組合が優先ということでしょうか。誰のための県議会でしょう

か。これが私に届けられた実態の一部です。

2点目、なぜ一度も選挙をせずに自分たちで決めたルールを覆すのか。これが最も多く、また大きな声を頂戴しているところです。

51に賛成した議員に対してこの話題に触れると決まって一度減らしてしまったら、もとに戻すことは難しい、それは一体何を根拠にされているのでしょうか。具体的な議論から逃げていると捉えられても仕方ありません。

一昨日、名張市議会からも暴挙であり、許しがたいとの大変厳しい批判がありました。県民は強く訴えています。納得できないと。県民の声を恐れよ、こう申し上げたいのであります。

ここで改めて一つ確認です。前回採決の際、わずか一人の僅差でありました。つまり今回、誰か一人の判断が変わることで、結果が変わるというこの事実です。県民の注目は、県民の声を聞いて英断できるその一人は誰なのか、こういう感覚です。

赤信号、みんなで渡れば、この構造とは全く違うことを理解すべきです。議員一人ひとりが県民の代表です。誰に寄り添っていくべきなのか、県民の代表たり得る議員は誰なのか、その一人を県民は鋭く見えています。

3点目、前回、無投票の地域でなぜ議員数を増やすのか、そもそも選挙をしない構造にすることが目的なのかと。中には、次回の選挙では定数が減る事から立候補を断念してしまっている人もいるのではないかと、こんな指摘もいただいております。

それが1年前になって急に定数を増やすと言われても準備が間に合わない、もしくはその志を捨て、やむなく別の道を選択されている方もいないとは限りません。

そうなると立候補の権利、その平等性に大きく影響を及ぼしたということになるのではないのでしょうか。次回の選挙でも仮に無投票ということになったら、県民はどのように感じるのでしょうか。

4点目、そもそもなぜ51なのか。一票の格差という数的根拠に基づいて決定された定数45です。

ところが、この51に対する妥当性をどなたも数的根拠をもって説明しようとしません。とりあえず、もとに戻すという安易な議席数と捉えられてもいたし方ありません。

以上は、県民の皆さんからの声を中心とさせていただきましたが、最後5点目は公明党として、また私個人としての思いであります。

今回の定数増を支持する方は、いわば約5億円弱の予算を投入して議員を6名増やすという事業を立ち上げたと捉えるべきです。

にもかかわらず、議員の数を増やすことでどう変わるのか、具体的な形が議論されていない、見えてこない。現状の51へ戻すということであれば、南部地域も現状のままでよいという考え方になってしまいますが、それでよいのでしょうか。

平成26年の議決の際、附帯事項として、議員自身が質の向上を図り県民の多様な民意を的確に反映できるよう研鑽し、県民の負託に答えていく必要があるとされ、ここに活路を見出そうとしています。

我々公明党はこの附帯事項に基づき、取り組んでまいりました。今井県議も私も県南部に定期的に直接足を運んでおります。

この夏も多くの方と意見交換をさせていただきました。大台町では自治会副会長や自伐林家の御主人、さらには子育て中や介護経験者の方などから、具体的な地域のため池や空き家に対する防災対策について、みえ森林・林業アカデミーに対する期待、障がい児デイサービス等の福祉施設の不足状況について、さらには要介護高齢者が抱える課題など様々な御意見、要望をいただきました。

また、43年前の三重国体において、宮川でのボート競技を受け入れた当時の役場担当者の方は、2021年の三重とこわか国体・三重とこわか大会において、46年の時を経て同会場でボート競技が開催されることに、この上ない喜びを感じているとお話もお聞かせいただきました。

また先月は、今井議員を中心に地元志摩市、伊勢市、鳥羽市、明和町等の県内の市議、町議とともに志摩市役所を訪れ、地元地域の皆様の諸課題につ

いて声をお聞かせいただいたところ、大変に歓迎をいただきました。

公明党は县市町のネットワークを活用して、定期的に県内の諸課題にも取り組んでいます。

広く社会に目を向けてみますと、少子化や高齢化など大きな課題を抱えています。

しかしながら、あらゆる団体、企業が、多種多様な課題を乗り越えようと必死に努力をしています。

三重県も例外ではなく、集中取組において総人件費の抑制を図るため、徹底した業務の廃止、見直し等を行いながら、職員数の削減に取り組んでいるところです。

我々議員も定数削減に右往左往するのではなく、努力を重ね、例えば常任委員会や特別委員会などにおいて、そのあり方についても創意工夫をすることが求められているのではないのでしょうか。我々県議会がその機能の信頼性を自ら損ねてはならないと思います。

誰一人置き去りにしない。これは2030年に向けて国連が推進しているSDGsの根本理念です。議員数が減ったからといって、置き去りになることはありません、してはなりません。オール三重であります。

議員の数が問題なのではありません。一人立つ議員がいれば変えられる。問われるべきは議員の資質であります。我々議員の不断の努力による資質向上への挑戦、やればできる、そう確信をしています。

最後に今回の議員定数の問題は、三重県議会が一回り大きく飛躍できるチャンスであると強く訴え、賛成の討論とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（前田剛志） これより採決に入ります。

議提議案第7号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田剛志） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

議 案 の 上 程

○議長（前田剛志） 日程第2、議案第134号から議案第148号まで並びに認定第1号から認定第4号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（前田剛志） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） おはようございます。

それでは、平成30年定例会9月定例会議の議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たっての私の考え方を申し述べます。

この夏は、多くの尊い命が失われる大規模・広域災害が頻発しました。6月に発生した大阪府北部を震源とする地震では、震度6弱の揺れを記録し、ブロック塀が倒れ登校途中の小学生が下敷きになるなど、5名の命が失われました。また、平成30年7月豪雨では、48時間雨量、72時間雨量が中国地方、近畿地方の多くの地点で観測史上1位となり、河川の氾濫等による死者数が220名を超えるなど、平成の豪雨災害としては最悪の水害となりました。7月中旬以降には、災害と認識される程の記録的な高温により、熱中症が原因と疑われる死亡事例が全国で多数発生し、本県でも9名の命が失われました。さらに、今月4日には、台風第21号が25年ぶりに非常に強い勢力のまま徳島県に上陸し、関西国際空港が冠水するなど暴風、記録的な高潮が猛威を振るい、本県の1名を含む12名の命が失われました。6日に発生した平成30年北海道胆振東部地震では、熊本地震以来となる震度7の揺れを記録し、土砂崩れに巻き込まれるなどして41名の命が失われています。

亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げます。

本県では被災地に対し、紀伊半島大水害の経験も踏まえ、迅速かつ適切な支援が実施できるよう、様々なネットワークを活用した被災地ニーズの情報収集や全庁一体となった応援体制の構築を図るとともに、県内の防災・減災対策の再点検を指示しました。

大阪府北部の地震では、住家被害認定調査等の要員として高槻市及び茨木市に職員を派遣したほか、7月豪雨では、市町村の応援に特定の都道府県を割り当てるカウンターパート方式により、広島県熊野町に県内市町とともに総勢144名の職員を派遣し、災害対策本部の運営や避難所運営などを支援しました。加えて、被災地における保健医療行政の指揮調整機能等の応援を行う災害時健康危機管理支援チーム、DHEATを、本県として初めて広島県に派遣しました。北海道胆振東部地震への対応も含め、引き続き、被災された方々や自治体の思いに寄り添いながら、県内市町や団体の皆様とともに積極的な支援を行っていきます。

あわせて、今回の災害を踏まえ、市町等とともに県内の小中・高等学校、県有施設などにおけるブロック塀の緊急点検や、のり面崩壊危険箇所のパトロール、農業用ため池の緊急点検などを行い、対応が必要なものは、緊急度が高いものから順次事業を実施しています。治山・治水事業では、事業実施にかかる優先度の再精査や住民の安全確保に向けた市町等との連携強化など、これまでの対策を早急に見直し取り組むこととしました。また、昨年から検討を進めてきたみえ森と緑の県民税の次期制度のあり方について、8月24日に評価委員会から、近年の豪雨災害を踏まえると、災害に強い森林づくりをより一層進める必要がある。との答申をいただいたところであり、引き続き制度を継続し、対策を強化することが重要であると考えています。

国に対しては、全国知事会の危機管理・防災特別委員会委員長として、7月豪雨を踏まえた緊急要望を被災県とともに即座に行ったほか、新たな財政支援制度等を求める国難レベルの巨大災害に負けない国づくりをめざす緊急

提言などの要請活動を行い、国を挙げた迅速かつ実効性のある取組を求めました。また、想定外と言われる災害が頻発している中、住民の命を守る主体として、日本の防災・減災対策を進化させることが急務であると考え、7月の全国知事会議において、「北海道宣言～日本の防災・減災対策を新たなステージへ～」を私が中心となって急遽取りまとめて提案し、決議されました。

本県にも甚大な被害が予想される南海トラフ地震に備え、危機感を持って、大規模自然災害から県民の生命と財産を守るための防災・減災対策を、国、市町、関係機関と一層連携し進めていきます。

台風による被害が続けて発生しています。7月29日未明、台風第12号が伊勢市付近に上陸し、強風などの影響により9万7000戸を上回る停電が発生したほか、収穫目の前の梨の落果や農業用ビニールハウスの倒壊などの被害がありました。また、8月23日から24日にかけて本県に接近した台風第20号では、約3万5000戸が停電し、養殖業を中心とした水産関係などに被害が発生しました。さらに、今月4日には、非常に強い台風第21号が三重県全域を暴風域に巻き込みながら通過し、死者1名、負傷者33名をはじめ、ピーク時には27万戸以上が停電するなど、大きな被害をもたらしました。

こうした台風の接近に備えて、県では三重県版タイムラインを発動し、市町、関係機関とともに警戒に当たったほか、より多様な手段で防災情報を提供するため、ツイッターに加え、新たにLINEによる情報発信を行い、県民の皆様が身を守るための行動をわかりやすく呼びかけました。また、8月31日には、避難の判断に生かされるよう整備を進めている、増水時の水位計測に特化した新型水位計の運用を開始し、その観測値をインターネットで公開しています。このほか、今月2日には、伊賀地域の浸水被害軽減のために重要な施設となる川上ダム本体工事の起工式が行われたところであり、こうした治水面の強化に向けた取組も国、市町と連携し進めています。

台風被害に対しては、復旧支援や必要な国への働きかけなどの確に対応するとともに、引き続き、迅速かつ正確な防災情報の提供に加え、停電など災害時の備えに対する啓発等を関係機関と連携して進めます。来年は伊勢湾台

風60年の節目であり、これまでの災害の教訓を生かして、今一度、被害の最小化に向けた対策をしっかりと検討し、適切な対策を講じていきます。

7月26日から8月20日までの間、オール三重で準備を進めてきた平成30年度全国高等学校総合体育大会、インターハイ2018彩の感動東海総体が盛大に開催され、無事閉幕しました。全国から集まった高校生トップアスリートによる鍛錬された力と技や、大会を盛り上げるために汗を流す県内高校生による最高のおもてなしは、観覧された多くの方々に勇気と感動を与え、平成最後のインターハイとして、一生の記憶に残る大会になったと確信しています。大会の成功に向け御尽力と御支援をいただきました多くの関係者の皆様に、深く感謝を申し上げます。

7月31日には、皇太子殿下を4年ぶりに三重県にお迎えし、8月1日の総合開会式に御臨席をいただくとともに、翌2日にはソフトテニス競技を御覧いただきました。殿下におかれましては、記録的な暑さが続く中、御滞在中の3日間を通して、高校生をはじめ県民一人ひとりに分け隔てなく接していただき、お見送りの際には、思い出に残る3日間でした。とのお言葉を賜りました。素晴らしい大会に、との思いで準備を進めてきた私たちにとって大きな誇りであり、県民を代表して心から感謝を申し上げるとともに、殿下から優しいお声がけをいただいた高校生の皆さんにとっても、忘れられない最高の思い出になったと思います。

大会の主役である選手の皆さんは、これまでの努力の成果を存分に発揮し、夢の舞台であるインターハイを経験することで、大きく成長し活躍しました。三重県選手においても、ウエイトリフティング94キロ級では、亀山高等学校3年生の増田竜星選手が、スナッチ、クリーン&ジャーク、トータルの全3種目を制して優勝しました。体操競技男子個人種目別あん馬では、暁高等学校3年生の長崎柊人選手が、2年連続となる2度目の優勝をしています。団体では、アーチェリー男子で海星高等学校が準優勝するなど、三重県勢の入賞数は平成に入ってから最高となる52と飛躍し、三重とこわか国体に向けて、期待の膨らむ成果をおさめることができました。

また、大会を支える立場から活動する高校生活動推進委員会を中心に、県内78校、約9000人の高校生が、イベント等を通じた大会のPRや、選手等の皆さんにプレゼントするミサガづくりなどに、高校生ならではのアイデアを発揮し主体性を持って取り組んでくれました。総合開会式では勇壮な和太鼓演奏、ダイナミックなダンスパフォーマンスなどを披露するとともに、大会期間中には主要な駅に、高校生自身が案内役を務める総合案内所を設けたほか、競技会場では商業科、農業科の高校生が、授業の一環として商品化にかかわった商品等の販売活動を行ってくれました。

総合開会式を御覧になられた皇太子殿下が、原稿に目を落とさず歓迎の挨拶をした高校生代表に、驚きと感心の言葉を述べておられました。私もその堂々とした様子に驚き、感激したところであり、この大会を通して様々な人とふれあい成長した高校生の姿を目の当たりにし、大変うれしく、また頼もしく感じました。こうした次代を担う高校生一人ひとりの成長そのものをインターハイのレガシーとして、無事成功裏に終えることができた大会運営のノウハウとともに、3年後の三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に、しっかりとつなげていきます。

三重県の高校生の活躍は、インターハイだけにとどまりません。一昨年まで10年連続県大会初戦敗退だった白山高等学校野球部が、昭和35年の創部以来初めて夏の甲子園に出場を果たし、県内外で大きな話題となり称賛を受けました。惜しくも初戦敗退となりましたが、そのひたむきにプレーする姿に多くの県民が勇気と希望をもらいました。8月にタイで開かれた第12回国際地学オリンピックでは、県内から初めて日本代表に選出された高田高等学校3年生の河村菜々子さんが銀メダルを獲得するなど、本県の高校生が様々な場面で活躍しています。こうした活躍がこれからも続くよう、引き続きその才能が開花し、飛躍するための環境づくりに取り組んでいきます。

7月18日、日本スポーツ協会の理事会において、第76回国民体育大会の開催地を三重県とすること、会期を2021年9月25日から10月5日までの11日間とすることが正式に決定されました。三重とこわか国体の開催決定に伴い、

第21回全国障害者スポーツ大会、三重とこわか大会の開催と、会期を10月23日から25日までの3日間とすることが決定しました。

両大会の開催決定を記念して9月1日に開催されたみえのスポーツフォーラム2018では、両大会が県民力を結集した大会となることを目的とした、とこわか運動、県民運動の開始を宣言しました。県民の皆様が「する」「みる」「支える」といった様々なかかわりを持つことで、とこわか運動が盛り上がり、両大会の成功につながるよう、引き続き県民の皆様とともに、市町、競技団体と緊密に連携し、オール三重で開催準備を進めていきます。

2年後に迫った東京オリンピック・パラリンピックに向けて、7月に東京オリンピック聖火リレーの全国ルートと各県の実施日程が発表されました。2020年3月26日に福島県をスタートする聖火リレーの本県での実施日程は、4月8日、9日の2日間となり、この検討のための実行委員会も先般立ち上げたところです。一人でも多くのランナーが県内をつなぎ、それを地域の皆さんが一体となって盛り上げることにより、本県が誇る美しい自然などの魅力が国内外に発信されるものと考えています。

また、先に申し上げたみえのスポーツフォーラム2018に合わせて、東京2020オリンピック・パラリンピックフラッグ歓迎イベントが東海3県の先陣を切って本県で開催され、フラッグが披露されました。33の都道府県をめぐった2本のフラッグが現在、県内で巡回、展示されていますので、子どもたちはもとより、多様な地域の多様な方々に御覧いただき、オリンピック・パラリンピックの雰囲気を感じていただければと思います。

各国代表チームの事前キャンプ地誘致についても取組が進んでいます。オリンピック関連では、協定締結に向けて調整を進めてきたカナダのアーティスティックスイミングチームについて、今月26日に県庁で協定締結式を行うことが決定しました。パラリンピック関連では、イギリスのパラ水泳チームの今年の合宿実施について合意に至り、一昨日の12日から三重交通Gスポーツの杜鈴鹿水泳場で合宿が始まっています。本県で一つでも多くの誘致が実現するよう、今後も関係市町や団体等との連携をさらに強化していきます。

本年度後半には、飲食に関する取組も本格的に動き出します。10月9日に首都圏のホテルで開催する三重県産品披露レセプション及び商談会などを通じて、飲食を提供するケータリング事業者や首都圏のラグジュアリーホテル関係者への県産食材のプロモーションを行います。調達基準を満たす食材とその生産者を紹介し、選手村やホテルでの食材採用を目指すことで、三重県産品の販売拡大につなげていきます。

県内の中小企業、小規模企業では、経営者の高齢化と後継者不在により、円滑な事業承継が喫緊の課題となっています。このため、6月20日、日本最大級の事業承継M&Aプラットフォームを有する株式会社ビズリーチとの間で、事業承継分野における連携、協力に関する包括協定を締結しました。また、本協定と連動する形で、県内に本店を置き、三重県事業承継ネットワークに加入する8金融機関全てが株式会社ビズリーチと業務提携を行いました。このような全県体制で、プラットフォームを活用して事業承継支援に乗り出すのは全国初の試みであり、中小企業の方々に多様なマッチング機会を提供し、後継者難による廃業に歯どめをかけていきたいと考えています。

また、7月12日に開催された三重県事業承継フォーラムにおいて、私から中小企業の廃業やそれに伴う雇用、技術の喪失は地域存続にかかわる重大な危機であることを認識し、地域の総力を結集して課題解決に取り組むとの決意表明を行いました。さらに、全国レベルにおいても気運を盛り上げていく必要がある、との強い思いで、7月26日の全国知事会議において中小企業の事業承継支援にかかる緊急宣言を私から提案し決議されました。事業承継にかかる取組が、社会全体を巻き込んだ大きな展開となるよう、引き続き危機感を持って取り組んでいきます。

7月18日から19日の2日間、タイ王国の経済政策を統括するソムキット副首相を三重県にお迎えし、今後の産業連携の促進や観光交流の拡大等について意見交換を行いました。今回の御訪問については、昨年11月のタイミッションにおいて、私がソムキット副首相と面会し来県を呼びかけたことがきっかけとなり実現したものです。会談では、ソムキット副首相から三重県

の強みを生かした経済連携の御提案をいただくなど、本県とタイとの連携、交流が新たなステージに入ったと感じています。

まず、タイ投資委員会、BOIと平成25年に結んだ産業連携に関する覚書、MOUを改定し、本県が強みを有する食品加工業分野、エレクトロニクス分野について、協力関係を強化することに合意しました。次に、本県がタイへの最大輸出県となっているミカンなどのかんきつ類について、さらなる輸出拡大に向けた検疫条件の緩和への協力を求めたところ、副首相から輸出促進に向けて協力したい、との御返答をいただきました。さらに、観光交流の拡大に向けては、来日経験が豊富な副首相から、広域での観光PRの重要性等の貴重な御意見をいただきました。

こうした副首相来県の成果をさらに具体化するため、年内にも私自身がタイを訪問したいと考えており、引き続き、本県とタイとの協力関係を深化させ、貿易をはじめとする経済交流や観光交流の拡大へとつなげていきます。

明日15日から県総合博物館Mi eMuで、北海道の名づけ親である松浦武四郎の生誕200年を記念した「幕末維新を生きた旅の巨人松浦武四郎」展がスタートします。北海道胆振東部地震を受け、募金箱の設置やミュージアムショップでの物産販売とともに、観光のPRなど、この企画展に合わせた北海道応援事業を実施します。

7月に全国知事会で私が北海道を訪れた際、「松浦武四郎生誕200年」「北海道命名150年」を契機とした北海道との相互送客に向け、北海道知事と共同で観光PRを進めていくことを発表しました。この節目の年に、松浦武四郎という三重県出身の偉人の縁を大切にし、双方のつながりを多くの方々に知っていただきながら、北海道への応援、支援の輪が広がり、交流拡大につながるよう取り組んでいきます。

平成21年から湯の山地区と国道477号を結ぶ橋梁として整備を進めてきた湯の山かもしか大橋が、8月24日に供用を開始しました。災害リスクに対応し、地域住民や観光客の利便性向上にも寄与するこの橋が完成したことで、今後、来月27日に予定されている国道477号四日市湯の山道路の供用開始や

新名神高速道路の県内区間全線の開通により、現在の経路に比べ大幅に利便性が向上し、県内外からさらに多くの観光客に訪れていただけるものと期待しています。

今年は鈴鹿国定公園指定50周年や湯の山温泉開湯1300年の節目であり、ぜひこれを契機に、リニューアルオープンした御在所ロープウェイや、様々な記念行事が行われている湯の山温泉を訪れていただきたいと思います。

8月4日、環境省が中心となって整備を進めていた伊勢志摩国立公園の横山展望台に、待望の横山天空カフェテラスがオープンし、昨年9月から進めていた展望台のリニューアルが完了しました。横山展望台は、リアス海岸として知られる英虞湾を見渡すことができる人気のスポットで、3月に先行整備された展望デッキには、三重県産のヒノキが使用されているなど、上質な空間の中で美しい景色を味わっていただくことが可能となっています。県においても、周辺展望地の再整備を推進しているほか、ツアー事業者に対し横山展望台を核とした周遊ツアーの企画の働きかけを行っています。

さらなる来訪者の増加につなげるため、官民一体となってナショナルパークとしての受入環境整備やブランド化を進めるとともに、自然や体験、食など伊勢志摩地域でしか味わうことのできない魅力を、広く国内外に発信していきます。

児童虐待を受けている子どもに対する的確な状況把握及び緊密な支援体制の構築を図り、相互の連携強化に努めることを目的とした児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定を8月7日に締結しました。この協定は、三重県市長会、三重県町村会、県警察本部及び県の4者で締結し、県内29市町の要保護児童対策地域協議会の実務者会議に、各児童相談所及び各警察署が参加し、子どもへの支援体制の一層の構築を図るものです。こうした市町全ての実務者会議に、警察が入る形で協定を結ぶのは全国的にも珍しく、今後、児童相談センターと警察本部とをオンラインで結び、データを共有できる体制を年度内に整備することで、支援の必要な児童の早期発見、早期対応につなげていきます。

8月30日には、安倍内閣総理大臣に児童虐待対応における先進的な取組をしている県児童相談センターを訪問いただき、本県独自の虐待対応に向けたリスクアセスメントの取組や、タブレット端末を活用した虐待情報をリアルタイムで分析し共有する仕組みなどを説明するとともに、現場職員との意見交換をしていただきました。総理からは、国が7月に公表した緊急総合対策にのっとり、児童相談所体制の拡充、充実をしっかりと進めるとの言葉とともに、職員に対し、子どもの命を守るのは私たちの責任であり、その責任をとるに果たしていこう、と激励をいただきました。

引き続き、国、市町、関係機関と緊密に連携し、児童虐待の防止を推進していきます。

平成25年8月に、朝日町内で中学生が殺害されるという痛ましい事件が発生しました。本年6月に御家族から切実なお手紙をいただき、県としても、改めて犯罪被害者等の皆さんが置かれている状況や、どのような支援が必要とされているのかについて把握したいと考え、みえ犯罪被害者総合支援センターを通じて実態調査を行いました。調査の結果からは様々な思いがうかがえ、取組の重要性を再認識したところです。

このため、犯罪被害者等への支援のよりどころになるとともに、目指すべき理念の実現に向け、様々な主体の役割を明確にし、総合的、計画的に取組を進めていくための条例を、来年4月からの施行を目途に制定したいと考えています。条例の内容については、相談及び情報提供の充実、二次被害の防止、都道府県では初となる見舞金制度の導入といった経済的負担の軽減、地域社会における理解の促進など、犯罪被害者等の声に耳を傾け、寄り添って支援を行うことを基本的な考え方とし、県議会や市町、県民の皆様等の御意見もいただきながら丁寧に検討していきます。

本年は、RDF貯蔵槽爆発事故でお二人の尊い人命が失われてから15年の節目の年です。8月19日に、三重ごみ固形燃料発電所で行われた安全祈願に私も出席し、事故で犠牲となられた方々の御冥福をお祈りするとともに、発電所の安全で安定した運転を改めて誓ったところです。

関係市町長の出席のもと、7月19日に開催された三重県RDF運営協議会総会において、来年9月を軸に、三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たにごみ処理体制に移行することが決議されました。また、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する県の支援についても決議され、各製造団体では新たにごみ処理体制に移行するため、ごみ中継施設の整備やRDF化施設の撤去などの検討を進めており、これらに対する支援について具体的な検討を進めています。

今後とも、発電所の安全で安定した運転に最優先で取り組むとともに、関係市町と緊密に連携し、RDF焼却・発電事業の終了に向けた取組を着実に進めていきます。

最後に、この場をおかりして、これまでコンプライアンスの取組を進めてきたにもかかわらず、職員の不祥事や不適切な事務処理が連続して発生し、関係者の皆様に御迷惑をおかけしたこと、並びに県民の皆様の信頼を損なったことに深くおわびを申し上げます。

なぜ、このようなことが繰り返し起きるのか、組織全体として徹底的に究明し、根本的な議論を行うため、新たにコンプライアンス推進会議（仮称）を設置し、年内には改善策をまとめます。さらに厳正な観点で取り組むべく、外部から御意見を伺う体制を整え、年度内には第三者の目線による改善策をまとめていただき、組織におけるマネジメントの仕組みを見直します。

特に、教育委員会、警察本部において障がい者雇用率の誤りが発覚したことについては、障がいのある方々への背信行為であると言っても過言ではなく、改めて障がい者の方々に対して深くおわび申し上げます。また、法定雇用率達成に御協力いただいた事業所等の皆様も裏切るようなことであり、心から申しわけない気持ちでいっぱいです。再発防止に向けて、教育委員会、警察本部はもとより、知事部局等も含んで統一的なチェック体制を確立します。

今後は、コンプライアンス遵守のさらなる徹底を行い、私自身、覚悟を持って、県民の皆様の信頼回復に取り組んでいきます。

引き続き、上程されました条例案8件、その他議案7件合わせて15件の議案について、その概要を説明いたします。

議案第134号は、生活保護法の一部改正等に鑑み、個人番号の利用範囲についての規定を整備するものです。

議案第135号は、職員等の旅行の実情等に鑑み、旅費に関する規定を整備するものです。

議案第136号は、国家公務員の夜間看護等手当の改定等に鑑み、規定を整備するものです。

議案第137号及び第141号は、建築基準法の一部改正等に鑑み、規定を整備するものです。

議案第138号は、関係法律等の一部改正に鑑み、県税の特例措置についての規定を整備するものです。

議案第139号は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備するものです。

議案第140号は、県立高等学校等の授業料及び現在の社会経済状況に鑑み、三重県立津高等技術学校の授業料についての規定を整備するものです。

議案第142号及び第143号は、工事請負契約を変更しようとするものです。

議案第144号から第146号までは、財産を取得しようとするものです。

議案第147号は三重県水道事業会計の、議案第148号は三重県工業用水道事業会計の、それぞれ平成29年度の未処分利益剰余金について処分を行おうとするものです。

以上で諸議案の説明を終わり、次に、認定議案について説明いたします。

認定第1号から第4号までは、水道事業会計、工業用水道事業会計、電気事業会計及び病院事業会計の平成29年度決算について、それぞれ認定をお願いするものです。

なお、企業会計にかかる平成29年度決算については、監査委員の審査を経ておりますことを申し添えます。

最後に、報告事項について説明いたします。

報告第58号から第85号までは、議会の委任による専決処分をしましたので、報告するものです。

報告第86号は、私債権の放棄について、条例に基づき、報告するものです。

報告第87号は、議会の議決すべき事件以外の契約等について、条例に基づき、報告するものです。

報告第88号は、関係法律に基づき、企業会計の資金不足比率について報告するものです。

なお、企業会計の資金不足比率については、監査委員の審査を経ておりますことを申し添えます。

以上をもちまして提案の説明を終わります。何とぞ、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（前田剛志） 以上で提出者の説明を終わります。

常 任 委 員 長 報 告

○議長（前田剛志） 日程第3、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員会から調査の経過について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。津村 衛予算決算常任委員長。

〔津村 衛予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（津村 衛） 予算決算常任委員会における平成30年版成果レポートに関する調査につきまして、御報告申し上げます。

本委員会では、平成30年版成果レポートが案の段階から6月定例会議の各行政部門別常任委員会において、所管する施策及び行政運営について得られた成果と残された課題、今後の取組方向に関する調査を行い、さらに7月13日に予算決算常任委員会を開催し、各行政部門別常任委員会での意見を参考にして、予算決算の観点から慎重に調査を行いました。

これらの調査の中で出された意見や提言は、「『平成30年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に関する申入書」として取りまとめ、去

る8月9日に副委員長及び各行政部門別常任委員長とともに、知事に対して申し入れを行ったところであります。

主な申し入れ内容は、次の2点です。

1点目は、県民の皆さんが夢や希望の実現に向けて前に進んでいくためには、その土台となる暮らしの安全・安心の確保が不可欠であり、また未来にわたって継続されていくべきものであることから、安全・安心の確保について、今後は人材の確保といった視点も含め、さらに実効性のある取組を積極的に展開するよう申し入れました。

2点目は、昨年6月に策定した「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に基づき、持続可能で健全な・財政運営に努めつつも、平成31年度に最終年度を迎える「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」で定めた目標の実現に向けて、必要な取組を効果的かつ着実に推進するよう申し入れました。

本委員会としましては、これらの申し入れ内容をしっかりと踏まえた予算編成がなされるよう、今後の予算議論などを通じて、引き続き注視してまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田剛志） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議 員 派 遣 の 件

○議長（前田剛志） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

議 員 派 遣 一 覧 表

1 近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会

(1) 派遣目的

近畿自動車道紀勢線建設促進協議会は、地域開発ならびに住民福祉の増進の基盤となる近畿自動車道紀勢線の建設について、三重県、和歌山県及び関係市町村が緊密な連携を保ちつつ促進することを目的として、平成10年11月に設立された。

今回、近畿自動車道紀勢線の早期完成を図るために開催される、平成30年度近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会へ参加するものである。

- | | | |
|----------|-------------|--------|
| (2) 派遣場所 | 東京都 | |
| (3) 派遣期間 | 平成30年10月16日 | 1日間 |
| (4) 派遣議員 | 濱井 初男 議員 | 東 豊 議員 |
| | 吉川 新 議員 | |

○議長（前田剛志） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（前田剛志） お諮りいたします。明15日から19日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認め、明15日から19日までは休会とすることに決定いたしました。

9月20日は定刻より議案に関する質疑を行います。

散 会

○議長（前田剛志） 本日はこれをもって散会します。

午前11時13分散会